

## 雲仙市公有財産公募貸付（先着順）実施要領

### 1. 趣旨

雲仙市では公有財産について、先着順による公募貸付を行います。

今回、小浜バスターミナル駐車場の借受希望者を公募し、雲仙市の定める条件に適合し、かつ、最も早く申請を行った者へ貸し付けます。

当該物権の借受けを希望する者は、以下の事項をご承知のうえ、公有財産使用許可（貸付）申請書（様式1号）を提出してください。

※本実施要領は下記物件の公募貸付（先着順）を目的に定めたもので、他の公有財産貸付等に適用するものではありません。

### 2. 貸付物件

- (1) 所在地 雲仙市小浜町北本町862番地2の一部
- (2) 構造 アスファルト舗装
- (3) 面積 1区画 約8.8㎡（2m×4.4m）
- (4) 貸付料 1区画 月額 5,000円
- (5) 位置 別紙位置図①～⑥（全6区画）

※複数区画の申請も可能です。

### 3. 貸付期間

令和2年9月1日 ～ 令和3年3月31日

**※上記範囲内の希望する期間にて申請ください。ただし、申請は1月単位とします。**

※貸付料の算定において、月途中での解約等により貸付期間に1月未満の端数が発生したときは、これを1月に切り上げ、算定を行います。

※貸付更新の可否については、雲仙市と借受者にて協議するものとします。ただし、貸付けの更新を確約するものではありません。（当該公有財産を雲仙市が公共施設用地等として活用する見込みがある場合、更新は行いません。）

### 4. 条件等

- (1) 貸付物件が公用又は公共用に供する為に必要が生じた場合、又は貸付けの条件に違反する行為や提出された公有財産使用許可（貸付）申請書裏面に記載された誓約に虚偽の申し立てがあった場合は、何らの催告を要せずに貸付けを解除する。その場合、貸付物件を利用するために要した費用及び、その他の費用があっても、雲仙市へ請求しないこと。
- (2) 申請書に記載した以外の目的での使用及び、第三者への転貸をしないこと。
- (3) 許可なく貸付物件の形状の改変及び、貸付物件への建物や構造物等の建築又は、建

設を行わないこと。

- (4) 騒音、悪臭、塵埃の飛散その他周囲に迷惑をかける貸付物件の利用又は行為を禁じる。また、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、善良なる管理を行い、維持するとともに公序良俗に反する行為その他社会通念上不適切と認められる利用や行為をしないこと。
- (5) 貸付物件に破損等損害を与えた場合、借受者はその損害を雲仙市へ賠償すること。
- (6) 貸付けの解除のときは、原状回復の義務を負うものとする。その場合、貸付物件を利用するために要した費用及び原状回復に要する費用は、全て借受者の負担とする。
- (7) 貸付物件を次の事項に該当する者に利用させないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - イ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
  - ウ 法人及び団体の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
    - ※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持管理に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員
- (8) その他雲仙市財産規則及び、公有財産使用許可（貸付）申請書裏面に記載している事項を順守すること。

## 5. 申請方法等

### (1) 募集期間

令和2年8月17日（月） ～ 令和3年2月22日（月）

※土日祝日等の閉庁日は除きます。

### (2) 受付時間

募集期間中午前9時から午後5時まで

### (3) 受付場所

雲仙市役所 本庁舎2階 総務部 財産管理課

（雲仙市吾妻町牛口名714番地）

※郵送、電話、FAXによる受付は行いません。

(4) 申請に必要な書類

- ・公有財産使用許可（貸付）申請書（様式1号）

(5) その他

貸付けを希望する日の1週間前までに申請ください。

6. 先着順申請順位の通知

申請書類を受け付けた際に、申請順位を通知します。

※令和2年8月17日（月）午前9時以前に、複数の者が受付場所に来た場合は、同着とし、抽選により申請順位を決定します。

7. 貸付けの決定

申請書類の内容を審査し、結果を通知します。

空き区画の状況によっては、区画数、区画位置について協議により調整を行う場合がありますので、ご了承ください。

8. 貸付料の支払方法等

雲仙市が発行する納付書により、指定された期日までに支払うこと。

9. その他

本公募貸付に申し込む者は、本実施要領に記載している事項について、十分に熟知しておいてください。

10. 問合せ先

〒859-1107

長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市 総務部 財産管理課 担当：上田

電話：0957-38-3111（内線 2003）